

「株式等振替決済口座管理約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新	旧
<p>第1条 ～ 第23条 (現行どおり)</p> <p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、<u>株式交付</u>、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>第25条 ～ 第44条 (現行どおり)</p>	<p>第1条 ～ 第23条 (省 略)</p> <p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>第25条 ～ 第44条 (省 略)</p>
<p>附 則</p> <p>この約款は平成24年2月21日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は平成26年7月1日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は平成26年12月1日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は平成27年5月1日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は平成28年1月1日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は平成29年8月31日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は平成30年2月15日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は令和元年5月15日より適用させていただきます。ただし、第16条の2は令和元年7月16日以降に約定した買付けより適用されます。</p> <p>この約款は令和2年5月13日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は令和2年10月1日より適用させていただきます。</p> <p><u>この約款は令和3年4月21日より適用させていただきます。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>附 則</p> <p>この約款は平成24年2月21日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は平成26年7月1日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は平成26年12月1日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は平成27年5月1日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は平成28年1月1日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は平成29年8月31日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は平成30年2月15日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は令和元年5月15日より適用させていただきます。ただし、第16条の2は令和元年7月16日以降に約定した買付けより適用されます。</p> <p>この約款は令和2年5月13日より適用させていただきます。</p> <p>この約款は令和2年10月1日より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>